

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月25日
【四半期会計期間】	第197期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社三重銀行
【英訳名】	The Mie Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 井上 正
【本店の所在の場所】	三重県四日市市西新地7番8号
【電話番号】	四日市059(353局)3111番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員総合企画部長 野村伸二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋1丁目1番1号 株式会社三重銀行 東京事務所
【電話番号】	東京03(3241局)7015番(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員東京事務所長 木下裕義
【縦覧に供する場所】	株式会社三重銀行 名古屋支店 (名古屋市中区錦2丁目19番1号) 株式会社三重銀行 東京支店 (東京都中央区京橋1丁目1番1号) 株式会社三重銀行 大阪支店 (大阪市中央区今橋4丁目4番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所とするものであります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,249	21,183	21,214	40,069	43,117
連結経常利益	百万円	5,518	5,177	4,477	11,456	10,019
連結中間純利益	百万円	2,651	2,883	2,601		
連結当期純利益	百万円				5,765	5,693
連結純資産額	百万円	94,250	98,243	86,221	101,673	86,816
連結総資産額	百万円	1,451,477	1,583,696	1,584,867	1,536,505	1,544,693
1株当たり純資産額	円	693.95	714.07	625.14	741.62	629.24
1株当たり中間純利益金額	円	20.53	21.42	19.29		
1株当たり当期純利益金額	円				43.86	42.26
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	18.90	20.00	18.06		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円				40.55	39.51
自己資本比率	%	6.36	6.07	5.31	6.48	5.49
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.05	10.08	10.21	10.06	10.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,021	5,161	31,939	16,609	2,727
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,867	5,709	30,604	13,180	1,987
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	699	426	455	96	123
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	20,145	21,048	23,760	22,022	22,884
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,181 [490]	1,219 [537]	1,239 [558]	1,150 [498]	1,182 [537]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第195期中	第196期中	第197期中	第195期	第196期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	16,647	18,443	18,391	33,719	37,388
経常利益	百万円	5,093	5,026	4,330	10,733	9,555
中間純利益	百万円	2,567	2,890	2,611		
当期純利益	百万円				5,613	5,616
資本金	百万円	14,887	15,295	15,295	15,222	15,295
発行済株式総数	千株	133,220	134,830	134,830	134,543	134,830
純資産額	百万円	91,313	95,200	83,205	98,581	83,741
総資産額	百万円	1,444,507	1,576,030	1,576,268	1,529,074	1,535,374
預金残高	百万円	1,264,592	1,336,762	1,325,187	1,331,564	1,324,145
貸出金残高	百万円	957,428	1,041,559	1,099,804	1,001,837	1,074,130
有価証券残高	百万円	413,315	415,909	413,755	424,216	388,693
1株当たり配当額	円	3.00	3.25	3.25	6.50	6.50
自己資本比率	%	6.32	6.04	5.27	6.44	5.45
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.83	9.87	9.99	9.84	9.99
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,003 [347]	1,044 [389]	1,069 [405]	975 [354]	1,011 [388]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,239 [558]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員13人を含み、嘱託及び臨時従業員562人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,069 [405]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員13人を含み、嘱託及び臨時従業員409人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

##### 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済を振り返りますと、景気の牽引役となってきた輸出が欧米向けの低迷を主因に伸び悩んだほか、企業の生産活動や設備投資も減退傾向となりました。こうした状況に加えて、物価の上昇と所得の伸び悩みを背景に個人消費も弱まり、わが国景気は後退色を強めました。さらに、米国発の金融危機が全世界に広がり、世界経済に株価下落などの深刻な影響を及ぼしました。わが国でも利益計画を下方修正する企業が相次ぐなど、景況感は急速に悪化しました。

このような環境のもと、当行は引き続き地元取引を主体とした業容拡大、収益力の強化を図ってまいりました。お客さまのお役に立つ商品・サービス・情報の提供に努め、事業者向け貸出・個人ローンの積極的推進、預かり資産の増強を図りました。

当第2四半期連結会計期間の事業別のセグメント別の状況は以下の通りです。

銀行業の経常収益は、貸出金の増強により貸出金利息収入が増加したものの、市場環境の悪化に伴い投資信託販売手数料や有価証券利息収入が減少したことを主因に前年同期比1億54百万円減少し88億14百万円となりました。一方、経常費用は、金利上昇による預金の支払利息の増加に加え、国債等債券償却の増加を主因に同11億75百万円増加し70億65百万円となりました。この結果、経常利益は同13億30百万円減少し17億49百万円となりました。

リース業は、リース料収入の減少等から、経常収益は前年同期比23百万円減少し11億56百万円、さらに原価率が上昇したことなどにより経常利益は同71百万円減少し18百万円となりました。その他の事業は、住宅ローン保証料収入の増加などから経常収益は同22百万円増加し7億9百万円となり、さらに住宅ローン関連の信用コストが減少したことを主因に経常利益は同45百万円増加し50百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の連結ベースの経常収益は102億19百万円、経常費用は84億81百万円、経常利益は17億37百万円、四半期純利益は6億80百万円となりました。

##### 財政状態の分析

貸出金は地元事業性貸出金並びに住宅ローンの増強に努めました結果、前年度末比254億円増加し、1兆957億円となりました。有価証券は市場動向を注視しつつ機動的な運用に努めました結果、同249億円増加し4,137億円となりました。預金等は取引間口の拡大に努めました結果、同370億円増加し、1兆4,448億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門が48億17百万円、国際業務部門が3億82百万円となり、全体では52億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門が18億17百万円、国際業務部門が8百万円となり、全体では18億26百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門が59百万円、国際業務部門が 2億56百万円となり、全体では1億97百万円となりました。

種 類	期 別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合 計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	4,817	382		5,200
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	6,290	530	116	6,705
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,472	147	116	1,504
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,817	8		1,826
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	2,080	11		2,092
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	262	3		266
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	59	256		197
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	228	256		28
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	169			169

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、個人年金保険窓販業務を中心として、国内業務部門が20億80百万円、国際業務部門が11百万円となり、全体では20億92百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門が2億62百万円、国際業務部門が3百万円となり、全体では2億66百万円となりました。

種 類	期 別	国内業務部門	国際業務部門	合 計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	2,080	11	2,092
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	411		411
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	338	9	347
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	226		226
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	21		21
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	23		23
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	101	0	101
うち投資信託窓販業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	266		266
うち個人年金保険窓販業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	602		602
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	262	3	266
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	63	2	65

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。



国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,329,962	3,106	1,333,068
	平成20年9月30日	1,317,626	3,218	1,320,844
うち流動性預金	平成19年9月30日	626,009		626,009
	平成20年9月30日	608,810		608,810
うち定期性預金	平成19年9月30日	696,063		696,063
	平成20年9月30日	689,012		689,012
うちその他	平成19年9月30日	7,890	3,106	10,996
	平成20年9月30日	19,802	3,218	23,021
譲渡性預金	平成19年9月30日	95,075		95,075
	平成20年9月30日	124,037		124,037
総合計	平成19年9月30日	1,425,037	3,106	1,428,144
	平成20年9月30日	1,441,663	3,218	1,444,881

(注) 1 国内業務部門は円建諸取引、国際業務部門は外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,036,511	100.00	1,095,777	100.00
製造業	130,216	12.56	118,179	10.78
農業	1,032	0.10	901	0.08
林業	3	0.00	3	0.00
漁業	23	0.00	17	0.00
鉱業	1,409	0.14	1,209	0.11
建設業	69,848	6.74	65,665	5.99
電気・ガス・熱供給・水道業	360	0.04	333	0.03
情報通信業	3,803	0.37	4,666	0.43
運輸業	43,129	4.16	45,499	4.15
卸売・小売業	96,094	9.27	104,182	9.51
金融・保険業	80,768	7.79	97,199	8.87
不動産業	230,561	22.24	222,213	20.28
各種サービス業	135,310	13.05	152,384	13.91
地方公共団体	28,380	2.74	36,112	3.30
その他	215,569	20.80	247,208	22.56
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,036,511		1,095,777	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、当第2四半期連結会計期間中に預金並びに譲渡性預金が増加したことを主因に、141億38百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却・償還による収入を上回ったことにより、120億46百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出が自己株式の売却による収入を上回ったことにより、6百万円となりました。

この結果、当第2四半期の現金及び現金同等物期末残高は237億60百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項なし。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	14,192	13,948	244
経費(除く臨時処理分)	9,148	9,396	248
人件費	4,599	4,822	223
物件費	4,117	4,147	30
税金	431	425	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,044	4,551	493
一般貸倒引当金繰入額	32	266	234
業務純益	5,076	4,818	258
うち債券関係損益	647	392	255
臨時損益	49	487	438
株式関係損益	76	312	236
不良債権処理損失	161	314	153
貸出金償却	2	1	1
個別貸倒引当金繰入額	144	309	165
債権売却損	14	3	11
その他臨時損益	188	140	48
経常利益	5,026	4,330	696
特別損益	141	37	178
うち固定資産処分損益	27	46	73
うち減損損失	2	9	7
うち睡眠預金払戻損失引当金過年度分	111		111
税引前中間純利益	4,885	4,367	518
法人税、住民税及び事業税	1,826	1,940	114
法人税等調整額	168	183	351
中間純利益	2,890	2,611	279

- (注) 1 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支  
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
 3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 4 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却  
 5 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.75	1.72	0.03
(イ) 貸出金利回	1.92	1.94	0.02
(ロ) 有価証券利回	1.64	1.41	0.23
(2) 資金調達原価	1.65	1.69	0.04
(イ) 預金等利回	0.28	0.34	0.06
(ロ) 外部負債利回	2.03	1.78	0.25

(3) 総資金利鞘	-	0.10	0.03	0.07
-----------	---	------	------	------

- (注) 1 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。  
2 「外部負債」 = コールマネー + 借入金

### 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	10.56	10.91	0.35
業務純益ベース	10.63	11.54	0.91
中間純利益ベース	6.05	6.25	0.20

(注) ROE = 業務純益(中間純利益) ÷ 純資産の部合計 × 100(但し年換算しております)

### 4 預金・貸出金の状況(単体)

#### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,336,762	1,325,187	11,575
預金(平残)	1,285,333	1,306,799	21,466
貸出金(末残)	1,041,559	1,099,804	58,245
貸出金(平残)	1,002,359	1,060,648	58,289

#### (2) 個人・法人等別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	959,488	952,165	7,323
法人等	377,274	373,022	4,252
合計	1,336,762	1,325,187	11,575

(注) 1 譲渡性預金を除いております。

2 法人等とは法人、公金及び金融機関の合計であります。

#### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	212,612	242,634	30,022
住宅ローン残高	205,058	236,244	31,186
その他ローン残高	7,554	6,390	1,164

#### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	693,856	704,711	10,855
総貸出金残高	百万円	1,041,559	1,099,804	58,245
中小企業等貸出金比率	/ %	66.61	64.07	2.54
中小企業等貸出先件数	件	33,204	33,935	731
総貸出先件数	件	33,462	34,201	739
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.22	99.22	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

### 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

#### 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)

手形引受				
信用状	17	499	8	205
保証	1,316	9,692	1,246	9,553
計	1,333	10,191	1,254	9,758

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項 目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,295	15,295
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	11,144	11,144
	利益剰余金	51,938	56,473
	自己株式( )	9	29
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	438	438
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	1,843	1,925
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	79,773	84,370
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	1,576	1,151
	負債性資本調達手段等	14,084	14,060
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	14,084	14,060
	計	15,660	15,211
うち自己資本への算入額 (B)	15,660	15,211	
控除項目	控除項目(注2) (C)	2,535	2,378
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,898	97,203
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	844,259	874,220
	オフ・バランス取引等項目	24,859	23,499
	信用リスク・アセットの額 (E)	869,119	897,719
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	52,009	54,207
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,160	4,336
計(E) + (F) (H)	921,129	951,926	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.08	10.21

(参考)Tier 1 比率 = $A / H \times 100(\%)$	8.66	8.86
--	------	------

- (注) 1 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。但し、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 2 告示第31条第1項第6号に掲げるものであります。



単体自己資本比率(国内基準)

項 目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,295	15,295
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	11,144	11,144
	その他資本剰余金		
	利益準備金	3,765	3,941
	その他利益剰余金	47,243	51,528
	その他		
	自己株式( )	9	29
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	438	438
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 ( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	77,000	81,441
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	1,524	1,074
	負債性資本調達手段等	14,084	14,060
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	14,084	14,060
	計	15,608	15,134
うち自己資本への算入額 (B)	15,608	15,134	
控除項目	控除項目(注2) (C)	2,535	2,378
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	90,073	94,197
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	836,245	865,125
	オフ・バランス取引等項目	24,859	23,499
	信用リスク・アセットの額 (E)	861,105	888,625
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	51,299	53,381
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,103	4,270
計(E) + (F) (H)	912,404	942,006	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.87	9.99
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.43	8.64

(注) 1 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。但し、期限付劣後債務は契約時における

償還期間が5年を超えるものに限られております。  
2 告示第43条第1項第5号に掲げるものであります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	78	85
危険債権	117	165
要管理債権	47	38
正常債権	10,534	11,175

(注) 未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

[前へ](#)

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行		各店	三重県 四日市市他	更新	事務機械等	52		自己資金	平成20年 10月	平成21年 3月
当行		本部	三重県 四日市市	更新	システム導入	55	5	自己資金	平成20年 8月	平成21年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

##### 【発行済株式】

種 類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	134,830,342	134,830,342	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制 限のない、標準となる株式
計	134,830,342	134,830,342		

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

株主総会特別決議日(平成14年6月27日)	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	187 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,000 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 538 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	当行普通株式1株の発行価格 538 当行普通株式1株の資本組入額 269
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 元当行従業員 1 名の死亡に伴う失権により、新株予約権の数 2 個、新株予約権の目的となる株式の数 2,000株が、それぞれ減少しており、減少後の数値を記載しております。

2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3 新株予約権発行後、当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、当行第188期定時株主総会の決議に基づき当行が取得した自己株式の当該総会決議に基づくストックオプションの権利者への譲渡及び既に発行されている旧転換社債の転換の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1)新株予約権の割当を受けた者は、退職等でその地位を失った場合も権利行使をすることができる。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

就業規則により懲戒解雇、諭旨退職の制裁を受けたとき、

死亡したとき、

(2)新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続は認めない。

(3)新株予約権の質入その他の処分は認めない。

(4)その他の権利行使の条件は、平成15年 2月26日開催の取締役会決議に基づき、当行が新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与契約書」の定めに従う。

5 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

#### 新株予約権付社債

120%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成16年 9月 9日発行)	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数(個)	5,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,099,009
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 505 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成16年10月 1日 ~ 平成23年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	当行普通株式 1株の発行価格 505 当行普通株式 1株の資本組入額 253
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権付社債の残高(百万円)	5,100
------------------	-------

(注) 1 当行が時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当行普通株式を新たに発行又は当行の有する当行普通株式を処分する場合は、次の算式により新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式数(ただし、当行の有する当行普通株式を控除した数とする。)をいう。

また、転換価額は、当行普通株式の分割・併合、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当行普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 2 当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできない。また、各新株予約権の一部行使はできない。
- 3 本社債の社債部分と新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 4 新株予約権を行使したときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		134,830		15,295,426		11,144,020

### (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀泉株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目6-12	10,626	7.88
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	7,765	5.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,257	3.89
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,579	3.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,990	2.95
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	3,306	2.45
株式会社クオーク	東京都港区三田3丁目5-27	3,248	2.40
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2-4	2,555	1.89
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町 証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,545	1.88



住友電装株式会社	三重県四日市市西末広町 1 - 14	2,194	1.62
計		46,067	34.16

(注) 1 平成20年8月15日付にてパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその共同保有者より大量保有報告書(報告義務発生日 平成20年8月11日)が連名で提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (総数) (千株)	株券等保有割合 (%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾 1 丁目 1 番39号	4,046	3.00
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	720	0.53
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート 1	389	0.29
パークレイズ・バンク・ビーエルシー (Barclays Bank PLC Ltd)	英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス 1	2,377	1.73
計		7,532	5.49

2 平成20年9月18日付にてアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社より大量保有報告書(報告義務発生日 平成20年9月15日)が提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (総数) (千株)	株券等保有割合 (%)
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金 1 丁目17番 3 号	7,084	5.25
計		7,084	5.25

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 55,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,617,000	133,617	同 上
単元未満株式	普通株式 1,158,342		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	134,830,342		

総株主の議決権		133,617	
---------	--	---------	--

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9千株含まれております。  
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が9個含まれております。
- 2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式661株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	55,000		55,000	0.04
計		55,000		55,000	0.04

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	557	592	593	531	504	473
最低(円)	488	522	512	465	453	394

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	21,344	24,030	23,327
コールローン及び買入手形	63,773	2,071	15,334
買入金銭債権	4	601	309
商品有価証券	96	-	-
有価証券	6, 12 416,259	6, 12 413,785	6, 12 388,803
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,036,511	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,095,777	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,070,320
外国為替	5 1,239	5 1,077	5 1,448
リース債権及びリース投資資産	-	6 8,570	-
その他資産	6 18,420	6 17,924	6 18,431
有形固定資産	8, 9 21,845	8, 9 13,422	8, 9 22,063
無形固定資産	2,350	2,269	2,631
繰延税金資産	193	2,619	705
支払承諾見返	10,191	9,758	8,596
貸倒引当金	8,536	7,043	7,280
資産の部合計	1,583,696	1,584,867	1,544,693
<b>負債の部</b>			
預金	6 1,333,068	6 1,320,844	6 1,320,059
譲渡性預金	95,075	124,037	87,725
コールマネー及び売渡手形	4,516	6 4,832	2,098
借入金	6, 10 14,506	6, 10 16,421	6, 10 16,960
外国為替	4	8	6
新株予約権付社債	11 5,105	11 5,100	11 5,101
その他負債	13,557	16,663	16,333
賞与引当金	664	674	668
退職給付引当金	152	137	144
執行役員退職慰労引当金	34	39	42
睡眠預金払戻損失引当金	100	128	140
繰延税金負債	8,476	-	-
支払承諾	10,191	9,758	8,596
負債の部合計	1,485,453	1,498,646	1,457,876

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
資本金	15,295	15,295	15,295
資本剰余金	11,144	11,144	11,144
利益剰余金	51,938	56,473	54,310
自己株式	9	29	16
株主資本合計	78,368	82,883	80,733
その他有価証券評価差額金	17,990	1,806	5,132
繰延ヘッジ損益	92	436	1,042
評価・換算差額等合計	17,898	1,370	4,089
少数株主持分	1,976	1,967	1,994
<b>純資産の部合計</b>	<b>98,243</b>	<b>86,221</b>	<b>86,816</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,583,696</b>	<b>1,584,867</b>	<b>1,544,693</b>

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	21,183	21,214	43,117
資金運用収益	13,533	13,744	27,098
(うち貸出金利息)	9,723	10,364	19,925
(うち有価証券利息配当金)	3,720	3,289	6,994
役務取引等収益	4,130	3,691	7,422
その他業務収益	612	725	2,470
その他経常収益	2,906	3,053	6,126
経常費用	16,006	16,737	33,098
資金調達費用	2,511	2,930	5,248
(うち預金利息)	1,814	2,124	3,780
役務取引等費用	521	527	1,050
その他業務費用	1 889	1 558	1 2,624
営業経費	9,701	9,928	19,352
その他経常費用	2 2,382	2 2,792	2 4,821
経常利益	5,177	4,477	10,019
特別利益	0	102	0
固定資産処分益		102	0
償却債権取立益		0	0
特別損失	3 141	97	258
固定資産処分損		87	120
減損損失		9	2
過年度睡眠預金払戻損失引当金繰入額		-	111
その他の特別損失		-	24
税金等調整前中間純利益	5,035	4,482	9,761
法人税、住民税及び事業税	1,913	2,012	3,543
法人税等調整額	222	130	420
法人税等合計		1,882	
少数株主利益又は少数株主損失( )	17	1	104
中間純利益	2,883	2,601	5,693

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	15,222	15,295	15,222
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	72	-	72
当中間期変動額合計	72	-	72
当中間期末残高	15,295	15,295	15,295
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	11,071	11,144	11,071
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	72	-	72
当中間期変動額合計	72	-	72
当中間期末残高	11,144	11,144	11,144
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	49,527	54,310	49,527
当中間期変動額			
剰余金の配当	470	438	908
中間純利益	2,883	2,601	5,693
自己株式の処分	2	0	2
当中間期変動額合計	2,410	2,162	4,782
当中間期末残高	51,938	56,473	54,310
<b>自己株式</b>			
前期末残高	67	16	67
当中間期変動額			
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	80	5	86
当中間期変動額合計	57	12	50
当中間期末残高	9	29	16
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	75,754	80,733	75,754
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	145	-	145
剰余金の配当	470	438	908
中間純利益	2,883	2,601	5,693
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	78	5	84
当中間期変動額合計	2,613	2,150	4,978
当中間期末残高	78,368	82,883	80,733



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	23,892	5,132	23,892
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,901	3,325	18,760
当中間期変動額合計	5,901	3,325	18,760
当中間期末残高	17,990	1,806	5,132
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	38	1,042	38
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	130	606	1,081
当中間期変動額合計	130	606	1,081
当中間期末残高	92	436	1,042
評価・換算差額等合計			
前期末残高	23,930	4,089	23,930
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,032	2,718	19,841
当中間期変動額合計	6,032	2,718	19,841
当中間期末残高	17,898	1,370	4,089
少数株主持分			
前期末残高	1,987	1,994	1,987
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11	27	6
当中間期変動額合計	11	27	6
当中間期末残高	1,976	1,967	1,994
純資産合計			
前期末残高	101,673	86,816	101,673
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	145	-	145
剰余金の配当	470	438	908
中間純利益	2,883	2,601	5,693
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	78	5	84
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,043	2,745	19,834
当中間期変動額合計	3,430	595	14,856
当中間期末残高	98,243	86,221	86,816

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	5,035	4,482	9,761
減価償却費	2,161	872	4,395
減損損失	2	9	2
貸倒引当金の増減( )	190	236	1,065
賞与引当金の増減額( は減少)	25	6	29
退職給付引当金の増減額( は減少)	7	6	15
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	361	-	361
執行役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	4	3	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額( は減少)	100	11	140
資金運用収益	13,533	13,744	27,098
資金調達費用	2,511	2,930	5,248
有価証券関係損益( )	735	764	980
為替差損益( は益)	0	3	2
固定資産処分損益( は益)	28	14	119
貸出金の純増( )減	39,885	25,457	73,693
預金の純増減( )	4,964	785	8,044
譲渡性預金の純増減( )	58,868	36,311	51,517
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	457	538	1,910
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	119	173	266
コールローン等の純増( )減	25,648	12,970	22,485
コールマネー等の純増減( )	359	2,733	2,058
商品有価証券の純増( )減	83	-	179
外国為替(資産)の純増( )減	130	370	338
外国為替(負債)の純増減( )	1	2	2
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	-	407	-
資金運用による収入	13,653	13,674	27,635
資金調達による支出	1,954	2,541	4,584
その他	323	500	376
小計	7,858	33,630	7,267
法人税等の支払額	2,696	1,691	4,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,161	31,939	2,727

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	38,312	102,580	73,822
有価証券の売却による収入	16,167	21,873	38,482
有価証券の償還による収入	19,499	50,110	39,285
有形固定資産の取得による支出	1,927	347	4,260
無形固定資産の取得による支出	1,131	339	1,663
有形固定資産の売却による収入	-	696	1
その他	5	18	10
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,709</b>	<b>30,604</b>	<b>1,987</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入れによる収入	1,000	-	2,000
劣後特約付借入金の返済による支出	1,000	-	1,000
配当金の支払額	470	438	908
少数株主への配当金の支払額	2	2	2
自己株式の取得による支出	23	18	36
自己株式の売却による収入	69	4	71
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>426</b>	<b>455</b>	<b>123</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	3	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	974	875	862
現金及び現金同等物の期首残高	22,022	22,884	22,022
現金及び現金同等物の中間期末残高	21,048	23,760	22,884

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社 8社 主要な会社名 三重銀総合リース株式会社 株式会社三重銀カード なお、すべての子会社を連結しております。	同 左	連結子会社 8社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、すべての子会社を連結しております。
2 持分法の適用に関する事項			
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	全ての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同 左	全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4 開示対象特別目的会社に関する事項			
5 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。		

	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>有価証券のうち、変動利付国債については、従来中間連結決算日の市場価格をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって、中間連結貸借対照表価額としております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
--	--	--	--

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,027百万円増加、「繰延税金資産」が1,214百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,813百万円増加しております。</p>	
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産のうちリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～20年</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産のうちリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ32百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
--	---	--	--

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>無形固定資産 同 左</p>



	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者の</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
--	--	----------------------------------	----------------------------------

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>うち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>		
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p>
--	--	------------------------------------	--

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	数理計算上の差異： 各連結会計年度の 発生時の従業員の 平均残存勤務期間 内の一定の年数(10 年)による定額法に より按分した額を、 それぞれ発生の際 連結会計年度から 損益処理		数理計算上の差異： 各連結会計年度の 発生時の従業員の 平均残存勤務期間 内の一定の年数(10 年)による定額法に より按分した額を、 それぞれ発生の際 連結会計年度から 損益処理

	<p>(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(表示方法の変更)</p> <p>前連結会計年度まで役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金については、当行において、平成19年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当中間連結会計期間より区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、当該総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金相当額については未払金に振替え、「その他負債」に含めて表示しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下半期から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>従いまして、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は43百万円、税金等調整前中間純利益は357百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(表示方法の変更)</p> <p>前連結会計年度まで役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金については、当行において、平成19年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当連結会計年度より、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、当該総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金相当額については未払金に振替え、「その他負債」に含めて表示しております。</p>
--	---	---	---

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月 13日)が公表されたことを契機に、過去の払戻実績の把握に努め、当中間連結会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しました。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は10百万円増加し、税金等調整前中間純利益は100百万円減少しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月 13日)が公表されたことを契機に、過去の払戻実績の把握に努め、当連結会計年度より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しました。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は28百万円、税金等調整前当期純利益は140百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(11)リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11)リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、借手側においては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。また、貸手側においては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を取得価額としてリース投資資産を計上しており、利息相当額の総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益が365百万円減少しております。</p>	<p>(11)リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
--	---	--	--



	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 但し、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 但し、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
		<p>(14)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。</p>	

6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
-------------------------------	---	-----	---

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。これにより、中間純利益は、従来の方法に比べ36百万円減少しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が8,570百万円計上され、「有形固定資産」が7,965百万円、「無形固定資産」が533百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。これにより、当期純利益は、従来の方法に比べ36百万円減少しております。</p>



【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,433百万円、延滞債権額は18,297百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,745百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,439百万円、延滞債権額は23,371百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,812百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,309百万円、延滞債権額は22,457百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,059百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,485百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,637百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,839百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
--	--	--

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,975百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 65,231百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預 金 1,299百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,074百万円を差し入れているほか、未経過リース契約債権2,736百万円を、借入金2,379百万円の担保に供しております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は802百万円、敷金は604百万円であります。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,591百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 56,873百万円</p> <p>リース債権及びリース投資資産</p> <p>2,271百万円</p> <p>その他資産 33百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預 金 6,384百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形</p> <p>4,400百万円</p> <p>借入金 1,825百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,136百万円を差し入れています。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は767百万円、敷金は586百万円であります。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,154百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 63,200百万円</p> <p>その他資産 17百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預 金 6,421百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券37,897百万円を差し入れているほか、未経過リース契約債権2,538百万円を、借入金2,193百万円の担保に供しております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は779百万円、敷金は606百万円であります。</p>

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、245,197百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが228,656百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、233,033百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが224,997百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、236,747百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが224,704百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、



前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 33,364百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額百万円)</p> <p>10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は24,530百万円であります。</p>	<p>契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 16,484百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額百万円)</p> <p>10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,000百万円が含まれております。</p> <p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は35,392百万円であります。</p>	<p>契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 33,330百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額百万円)</p> <p>10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,000百万円が含まれております。</p> <p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は27,188百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1 その他業務費用は、国債等債券売却損であります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却4百万円、貸倒引当金繰入額223百万円及び株式等償却77百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、睡眠預金払戻損失引当金の過年度分繰入額111百万円、減損損失2百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他業務費用には、国債等債券償却557百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却12百万円、貸倒引当金繰入額109百万円及び株式等償却360百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他業務費用は、外国為替売買損1,306百万円、国債等債券売却損933百万円及び国債等債券償却384百万円であります。</p> <p>2 その他の経常費用には、貸出金償却12百万円、株式等償却324百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	134,543	286		134,830	(注) 1
自己株式					
普通株式	129	38	151	17	(注) 2, 3

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加286千株は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(257千株)及び旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるもの(29千株)であります。
- 2 普通株式の自己株式の増加38千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 3 普通株式の自己株式の減少151千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(6千株)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(47千株)及び旧商法第210条ノ2第2項に基づくストック・オプションの権利行使によるもの(97千株)であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	470	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	438	その他 利益剰余金	3.25	平成19年9月30日	平成19年12月10日

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	134,830			134,830	
自己株式					
普通株式	30	36	10	55	(注) 1, 2

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加36千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の減少10千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(8千株)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(1千株)であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	438	3.25	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	438	利益剰余金	3.25	平成20年9月30日	平成20年11月28日

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	134,543	286		134,830	(注) 1
自己株式					
普通株式	129	62	162	30	(注) 2, 3

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加286千株は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(257千株)及び旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるもの(29千株)であります。
- 2 普通株式の自己株式の増加62千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 3 普通株式の自己株式の減少162千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(10千株)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(55千株)及び旧商法第210条ノ2第2項に基づくストック・オプションの権利行使によるもの(97千株)であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	470	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	438	3.25	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	438	利益剰余金	3.25	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 21,344 普通預け金 91 その他の預け金 205 現金及び現金同等物 21,048	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 24,030 普通預け金 33 その他の預け金 236 現金及び現金同等物 23,760	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 23,327 普通預け金 106 その他の預け金 336 現金及び現金同等物 22,884

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> <li>取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 17百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 11百万円</li> </ul> </li> <li>中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 6百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	3百万円	1年超	3百万円	合計	6百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借手側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項無し</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> <li>取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 17百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 15百万円</li> </ul> </li> <li>中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 2百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	2百万円	1年超	0百万円	合計	3百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> <li>取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 17百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 13百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 4百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 当連結会計年度より、「動産」を「有形固定資産」として表示しております。なお、この変更による影響はありません。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	3百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円
1年内	3百万円																																					
1年超	3百万円																																					
合計	6百万円																																					
支払リース料	2百万円																																					
減価償却費相当額	1百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
1年内	2百万円																																					
1年超	0百万円																																					
合計	3百万円																																					
支払リース料	2百万円																																					
減価償却費相当額	1百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
1年内	3百万円																																					
1年超	1百万円																																					
合計	4百万円																																					
支払リース料	4百万円																																					
減価償却費相当額	3百万円																																					
支払利息相当額	0百万円																																					
	<p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>リース料債権部</td><td>9,469百万円</td></tr> <tr><td>分</td><td></td></tr> <tr><td>見積残存価額部</td><td>769百万円</td></tr> <tr><td>分</td><td></td></tr> <tr><td>受取利息相当額</td><td>1,668百万円</td></tr> <tr><td>リース投資資産</td><td>8,570百万円</td></tr> </table>	リース料債権部	9,469百万円	分		見積残存価額部	769百万円	分		受取利息相当額	1,668百万円	リース投資資産	8,570百万円																									
リース料債権部	9,469百万円																																					
分																																						
見積残存価額部	769百万円																																					
分																																						
受取利息相当額	1,668百万円																																					
リース投資資産	8,570百万円																																					

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日後の回収予定額	
1年以内	3,003百万円
1年超2年以内	2,433百万円
2年超3年以内	1,868百万円
3年超4年以内	1,330百万円
4年超5年以内	583百万円
5年超	249百万円

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</li> <li>取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 15,854百万円</li> <li>その他 1,902百万円</li> <li>合計 17,757百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 8,553百万円</li> <li>その他 951百万円</li> <li>合計 9,504百万円</li> </ul> </li> <li>中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 7,301百万円</li> <li>その他 951百万円</li> <li>合計 8,253百万円</li> </ul> </li> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2,725百万円</li> <li>1年超 5,879百万円</li> <li>合計 8,605百万円</li> </ul> </li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 1,688百万円</li> <li>減価償却費 1,489百万円</li> <li>受取利息相当額 202百万円</li> </ul> </li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 1百万円</li> <li>1年超 3百万円</li> <li>合計 4百万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> <li>取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 17,407百万円</li> <li>無形固定資産 1,715百万円</li> <li>合計 19,123百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 9,868百万円</li> <li>無形固定資産 884百万円</li> <li>合計 10,752百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産 7,539百万円</li> <li>無形固定資産 831百万円</li> <li>合計 8,370百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>(注) 当連結会計年度より、「動産」を「有形固定資産」、「その他」を「無形固定資産」として表示しております。なお、この変更による影響はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2,739百万円</li> <li>1年超 5,984百万円</li> <li>合計 8,724百万円</li> </ul> </li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 3,408百万円</li> <li>減価償却費 3,007百万円</li> <li>受取利息相当額 411百万円</li> </ul> </li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>
<p>3 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 0百万円</li> <li>1年超 百万円</li> <li>合計 0百万円</li> </ul>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 1百万円</li> <li>1年超 3百万円</li> <li>合計 4百万円</li> </ul> </li> </ul>	





(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	25,763	25,865	101
地方債			
短期社債			
社債	6,632	6,675	43
その他	8,498	7,784	714
外国債券	8,498	7,784	714
その他			
合計	40,894	40,325	568

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	30,914	64,973	34,059
債券	177,371	176,254	1,117
国債	107,172	106,132	1,040
地方債	31,284	31,163	120
短期社債			
社債	38,914	38,958	43
その他	111,061	108,174	2,886
外国債券	83,175	78,803	4,372
その他	27,885	29,370	1,485
合計	319,347	349,402	30,055

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復の可能性のあるものと認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	1,425

社 債	24,530
その他の証券	6

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	25,775	25,986	211
地方債			
短期社債			
社債	6,350	6,378	28
その他	8,499	7,723	776
外国債券	8,499	7,723	776
その他			
合計	40,624	40,088	536

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	33,129	47,785	14,655
債券	185,618	186,202	583
国債	122,100	123,071	971
地方債	32,213	32,210	2
短期社債			
社債	31,304	30,919	384
その他	114,652	102,451	12,200
外国債券	82,825	74,894	7,931
その他	31,827	27,557	4,269
合計	333,400	336,439	3,039

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、国債のうち、変動利付国債については、従来中間連結会計期間末日における市場価格をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって、中間連結貸借対照表価額としております。なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,027百万円増加、「繰延税金資産」が1,214百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,813百万円増加しております。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、818百万円(うち、株式260百万円、その他557百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があるものと認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	1,329

社 債	35,392
-----	--------

前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	25,769	26,179	409	409	
地方債					
短期社債					
社債	6,405	6,505	100	100	
その他	8,499	8,056	442	2	445
外国債券	8,499	8,056	442	2	445
その他					
合計	40,673	40,741	68	513	445

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	33,492	50,402	16,910	17,767	856
債券	164,250	163,198	1,051	750	1,802
国債	100,620	99,323	1,297	349	1,646
地方債	27,657	27,977	320	326	5
短期社債					
社債	35,973	35,898	75	74	149
その他	113,194	105,913	7,280	1,400	8,681
外国債券	82,757	77,587	5,169	553	5,723
その他	30,437	28,326	2,111	847	2,958
合計	310,937	319,515	8,577	19,917	11,339

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、699百万円(うち、株式315百万円、その他384百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があると認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,425
社債	27,188

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)  
該当事項なし。

当中間連結会計期間末(平成20年9月30日現在)  
該当事項なし。

前連結会計年度末(平成20年3月31日現在)  
該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	30,055
その他有価証券	30,055
( )繰延税金負債	11,930
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,124
( )少数株主持分相当額	133
その他有価証券評価差額金	17,990

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,039
その他有価証券	3,039
( )繰延税金負債	1,190
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,848
( )少数株主持分相当額	41
その他有価証券評価差額金	1,806

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,577
その他有価証券	8,577
( )繰延税金負債	3,381
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,196

( )少数株主持分相当額	64
その他有価証券評価差額金	5,132

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店 頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	310,573	533	533
	金利オプション	10,720	148	148
	その他	205,924	2,231	2,231
	合 計		2,913	2,913

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店 頭	通貨スワップ	64,308	28	28
	為替予約	13,853	75	75
	通貨オプション	760	1	1
	その他			
	合 計		104	104

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物 商品スワップ			
店 頭	商品先渡			
	商品スワップ	758	17	17
	商品オプション			
	合 計		17	17

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 商品は石油に係るものであります。



- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)  
該当事項なし。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物 金利オプション			
店 頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	361,649	930	930
	金利オプション	10,500	145	145
	その他	182,569	1,952	1,952
	合 計		3,028	3,028

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 通貨オプション			
店 頭	通貨スワップ	100,526	1,144	1,144
	為替予約	19,752	304	304
	通貨オプション			
	その他			
	合 計		839	839

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種 類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	商品先物 商品スワップ			
店 頭	商品先渡			
	商品スワップ	1,599	31	31
	商品オプション			
	合 計		31	31

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 商品は石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	334,236	1,017	1,017
	金利オプション	10,550	146	146
	その他	219,941	2,268	2,268
	合計		3,432	3,432

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	86,780	1,174	1,174
	為替予約	12,134	387	387
	通貨オプション	260	0	0
	その他			
	合計		787	787

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物			
	商品スワップ			
店頭	商品先渡			
	商品スワップ	868	19	19
	商品オプション			
	合計		19	19

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。
- 3 商品は石油に係るものであります。

- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)  
該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項なし。
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項なし。

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項なし。
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項なし。

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

1 スtock・オプションの内容

	平成12年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
決議年月日	平成12年 6月29日	平成14年 6月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：15 当行職能資格 参事 2 級以上の従業員：108 (注) 1	当行取締役：14 当行監査役：4 当行従業員：119 (注) 2 当行連結子会社取締役：8
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 3	普通株式 318,000株 (注) 1	普通株式 391,000株 (注) 2
付与日	平成12年12月27日	平成15年 3月 6日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	同 左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同 左
権利行使期間	平成14年 7月 1日～平成19年 6月30 日	平成16年 7月 1日～平成21年 6月30 日

(注) 1 死亡に伴う失権により当行職能資格参事 2 級以上の従業員 2 名、株式の数4,000株が、それぞれ減少しております。

2 提出日現在において、死亡に伴う失権により当行従業員 1 名、株式の数2,000株が、それぞれ減少しております。

3 株式数に換算して記載しております。

2 スtock・オプションの規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの数

	平成12年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
前連結会計年度末(株)	116,000	216,000
権利確定(株)		
権利行使(株)	97,000	29,000
失効(株)	19,000	
未行使残(株)		187,000

(2) 単価情報

	平成12年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
権利行使価格(円)	520	538

行使時平均株価(円)	602	611
付与日における公正な評価単価(円)		

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	18,329	2,234	620	21,183		21,183
(2) セグメント間の内 部 経常収益	114	94	756	964	(964)	
計	18,443	2,328	1,376	22,148	(964)	21,183
経常費用	13,416	2,221	1,291	16,929	(923)	16,006
経常利益	5,026	106	85	5,218	(41)	5,177

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業.....銀行業  
(2) リース業.....リース業  
(3) その他の事業.....クレジットカード業、信用保証業、コンピュータシステム開発・運行業他

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	18,304	2,285	624	21,214		21,214
(2) セグメント間の内 部 経常収益	86	82	785	955	(955)	
計	18,391	2,368	1,410	22,169	(955)	21,214
経常費用	14,060	2,283	1,309	17,653	(916)	16,737
経常利益	4,330	85	100	4,516	(38)	4,477

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業.....銀行業  
(2) リース業.....リース業  
(3) その他の事業.....クレジットカード業、信用保証業、コンピュータシステム開発・運行業他

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	37,120	4,639	1,357	43,117		43,117
(2) セグメント間の内 部 経常収益	268	178	1,524	1,971	(1,971)	
計	37,388	4,818	2,881	45,089	(1,971)	43,117
経常費用	27,833	4,604	2,591	35,029	(1,931)	33,098
経常利益	9,555	213	290	10,059	(39)	10,019

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業.....銀行業  
(2) リース業.....リース業  
(3) その他の事業.....クレジットカード業、信用保証業、コンピュータシステム開発・運行業他

3 会計方針の変更

- (1) 減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (4) 減価償却の方法」に記載のとおり、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における「経常費用」及び「減価償却費」は、「銀行業」が32百万円、「その他の事業」が0百万円増加し、「経常利益」がそれぞれ同額減少しております。

(2) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準」に記載のとおり、睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、当連結会計年度より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における「経常費用」は、「銀行業」が28百万円増加し、「経常利益」が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店がないため、所在地別セグメント情報を記載しておりません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項なし。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	714.07	625.14	629.24
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	21.42	19.29	42.26
潜在株式調整後1株当 り 中間(当期)純利益金額	円	20.00	18.06	39.51

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	98,243	86,221	86,816
純資産の部の合計額から控除 する金額	百万円	1,976	1,967	1,994
(うち少数株主持分)	百万円	1,976	1,967	1,994
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	96,266	84,253	84,822
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	134,812	134,774	134,800

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。



		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万 円	2,883	2,601	5,693
普通株主に帰属しない金額	百万 円			
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万 円	2,883	2,601	5,693
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	134,602	134,787	134,704

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万 円	16	16	32
うち支払利息(税額相当 額控除後)	百万 円	15	15	30
うち支払手数料(税額相 当額控除後)	百万 円	0	0	1
普通株式増加数	千株	10,299	10,099	10,203
うち転換社債	千株	10,284	10,099	10,194
うちストック・オプショ ン	千株	14		8
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式 の概要			<p>ストック・オプションは、行使価格が期中平均株価を上回る為、希薄化効果を有しません。したがって、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれておりません。</p> <p>なお、そのストック・オプションによる潜在株式の種類及び潜在株式数は次のとおりです。</p> <p>潜在株式の種類： 普通株式</p> <p>潜在株式数： 187,000株</p>	

(重要な後発事象)

該当事項なし。

## 2 【その他】

### 第2 四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2 四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
経常収益	10,219
資金運用収益	6,705
(うち貸出金利息)	5,268
(うち有価証券利息配当金)	1,387
役務取引等収益	2,092
その他業務収益	28
その他経常収益	1,450
経常費用	8,481
資金調達費用	1,504
(うち預金利息)	1,087
役務取引等費用	266
その他業務費用	169
営業経費	4,938
その他経常費用	1,603
経常利益	1,737
特別利益	293
固定資産処分益	13
貸倒引当金戻入益	306
償却債権取立益	0
特別損失	45
固定資産処分損	35
減損損失	9
税金等調整前四半期純利益	1,399
法人税、住民税及び事業税	1,270
法人税等調整額	526
法人税等合計	744
少数株主損失( )	25
四半期純利益	680

当第2 四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

1 その他経常費用には、貸出金償却10百万円、貸倒引当金繰入額109百万円及び株式等償却260百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	21,304	24,015	23,212
コールローン	63,773	2,071	15,334
買入金銭債権	4	601	309
商品有価証券	96	-	-
有価証券	1, 6, 12 415,909	1, 6, 12 413,755	1, 6, 12 388,693
貸出金	2, 3, 4, 5, 7 1,041,559	2, 3, 4, 5, 7 1,099,804	2, 3, 4, 5, 7 1,074,130
外国為替	5 1,239	5 1,077	5 1,448
その他資産	6 13,860	6 13,570	6 13,768
有形固定資産	8, 9 13,860	8, 9 13,174	8, 9 13,875
無形固定資産	1,840	2,213	2,063
繰延税金資産	-	2,412	477
支払承諾見返	10,191	9,758	8,596
貸倒引当金	7,610	6,188	6,535
資産の部合計	1,576,030	1,576,268	1,535,374
<b>負債の部</b>			
預金	6 1,336,762	6 1,325,187	6 1,324,145
譲渡性預金	95,075	124,037	87,725
コールマネー	4,516	6 4,832	2,098
借入金	10 10,000	10 11,000	10 11,000
外国為替	4	8	6
新株予約権付社債	11 5,105	11 5,100	11 5,101
その他負債	9,925	12,273	12,079
未払法人税等		1,942	1,585
その他の負債		10,331	
賞与引当金	585	597	588
退職給付引当金	115	99	108
執行役員退職慰労引当金	34	39	42
睡眠預金払戻損失引当金	100	128	140
繰延税金負債	8,412	-	-
支払承諾	10,191	9,758	8,596
負債の部合計	1,480,829	1,493,062	1,451,633

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
資本金	15,295	15,295	15,295
資本剰余金	11,144	11,144	11,144
資本準備金	11,144	11,144	11,144
利益剰余金	51,009	55,469	53,296
利益準備金	3,765	3,941	3,853
その他利益剰余金	47,243	51,528	49,443
別途積立金	43,704	48,304	43,704
繰越利益剰余金	3,539	3,224	5,739
自己株式	9	29	16
<b>株主資本合計</b>	<b>77,438</b>	<b>81,879</b>	<b>79,719</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>17,854</b>	<b>1,761</b>	<b>5,064</b>
繰延ヘッジ損益	92	436	1,042
評価・換算差額等合計	17,762	1,325	4,021
<b>純資産の部合計</b>	<b>95,200</b>	<b>83,205</b>	<b>83,741</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,576,030</b>	<b>1,576,268</b>	<b>1,535,374</b>

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	18,443	18,391	37,388
資金運用収益	13,509	13,709	27,035
(うち貸出金利息)	9,692	10,323	19,861
(うち有価証券利息配当金)	3,728	3,297	6,998
役務取引等収益	4,010	3,545	7,234
その他業務収益	612	725	2,470
その他経常収益	310	410	648
経常費用	13,416	14,060	27,833
資金調達費用	2,486	2,894	5,188
(うち預金利息)	1,817	2,129	3,788
役務取引等費用	563	579	1,148
その他業務費用	889	558	2,624
営業経費	<sup>1</sup> 9,230	<sup>1</sup> 9,421	18,346
その他経常費用	<sup>2</sup> 246	<sup>2</sup> 606	<sup>2</sup> 525
経常利益	5,026	4,330	9,555
特別利益	0	73	0
特別損失	<sup>3</sup> 141	<sup>3</sup> 36	233
税引前中間純利益	4,885	4,367	9,322
法人税、住民税及び事業税	1,826	1,940	3,336
法人税等調整額	168	183	369
法人税等合計		1,756	
中間純利益	2,890	2,611	5,616

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	15,222	15,295	15,222
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	72	-	72
当中間期変動額合計	72	-	72
当中間期末残高	15,295	15,295	15,295
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	11,071	11,144	11,071
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	72	-	72
当中間期変動額合計	72	-	72
当中間期末残高	11,144	11,144	11,144
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	11,071	11,144	11,071
当中間期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	72	-	72
当中間期変動額合計	72	-	72
当中間期末残高	11,144	11,144	11,144
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	3,671	3,853	3,671
当中間期変動額			
剰余金の配当	94	87	181
当中間期変動額合計	94	87	181
当中間期末残高	3,765	3,941	3,853
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	39,268	43,704	39,268
当中間期変動額			
別途積立金の積立	4,436	4,600	4,436
当中間期変動額合計	4,436	4,600	4,436
当中間期末残高	43,704	48,304	43,704
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	5,651	5,739	5,651
当中間期変動額			
剰余金の配当	564	525	1,090
別途積立金の積立	4,436	4,600	4,436
中間純利益	2,890	2,611	5,616
自己株式の処分	2	0	2
当中間期変動額合計	2,112	2,514	87
当中間期末残高	3,539	3,224	5,739

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	48,591	53,296	48,591
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	470	438	908
別途積立金の積立	-	-	-
中間純利益	2,890	2,611	5,616
自己株式の処分	2	0	2
当中間期変動額合計	2,417	2,172	4,705
当中間期末残高	51,009	55,469	53,296
<b>自己株式</b>			
前期末残高	67	16	67
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	80	5	86
当中間期変動額合計	57	12	50
当中間期末残高	9	29	16
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	74,818	79,719	74,818
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行（新株予約権の行使）	145	-	145
剰余金の配当	470	438	908
中間純利益	2,890	2,611	5,616
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	78	5	84
当中間期変動額合計	2,620	2,160	4,901
当中間期末残高	77,438	81,879	79,719
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	23,724	5,064	23,724
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,869	3,303	18,659
当中間期変動額合計	5,869	3,303	18,659
当中間期末残高	17,854	1,761	5,064
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	38	1,042	38
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	130	606	1,081
当中間期変動額合計	130	606	1,081
当中間期末残高	92	436	1,042



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	23,762	4,021	23,762
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,000	2,696	19,740
当中間期変動額合計	6,000	2,696	19,740
当中間期末残高	17,762	1,325	4,021
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	98,581	83,741	98,581
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行（新株予約権の行使）	145	-	145
剰余金の配当	470	438	908
中間純利益	2,890	2,611	5,616
自己株式の取得	23	18	36
自己株式の処分	78	5	84
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	6,000	2,696	19,740
当中間期変動額合計	3,380	536	14,839
当中間期末残高	95,200	83,205	83,741

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。		
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>有価証券のうち、変動利付国債については、従来中間決算日の市場価格をもって中間貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって、中間貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,027百万円増加、「繰延税金資産」が1,214百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,813百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ32百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>

<p>5 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金                  貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。                  「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、そ</p>	<p>(1) 貸倒引当金                  同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金                  同 左</p>
-------------------	--	---	---

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>の残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>		
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p>
--	--	----------------------------	--

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	過去勤務債務：その 発生年度の従業員の 平均残存勤務期 間内の一定の年数 (10年)による定額 法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業 員の平均残存勤務 期間内の一定の年 数(10年)による定 額法により按分し た額を、それぞれ発 生の翌事業年度か ら損益処理		過去勤務債務：その 発生年度の従業員の 平均残存勤務期 間内の一定の年数 (10年)による定額 法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業 員の平均残存勤務 期間内の一定の年 数(10年)による定 額法により按分し た額を、それぞれ発 生の翌事業年度か ら損益処理

	<p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (表示方法の変更) 前事業年度まで役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金については、平成19年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当中間会計期間より区分掲記することといたしました。 なお、当該総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金相当額については未払金に振替え、「その他負債」に含めて表示しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下半期から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。 従いまして、前中間会計期間は従来の方によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は40百万円、税引前中間純利益は349百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (表示方法の変更) 前事業年度まで役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金については、平成19年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。 なお、当該総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金相当額については未払金に振替え、「その他の負債」に含めて表示しております。</p>
--	--	--	---



	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5)睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、過去の払戻実績の把握に努め、当中間会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しました。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は10百万円増加し、税引前中間純利益は100百万円減少しております。</p>	<p>(5)睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(5)睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、過去の払戻実績の把握に努め、当事業年度より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上する方法に変更しました。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は28百万円、税引前当期純利益は140百万円それぞれ減少しております。</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p>
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 但し、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 但し、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項			

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この変更による影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。なお、前中間会計期間の「その他負債」に含まれる「未払法人税等」は1,822百万円、「その他の負債」は8,103百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 関係会社の株式総額 415百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,277百万円、延滞債権額は17,912百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,745百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,935百万円であります。 なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 415百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,278百万円、延滞債権額は23,059百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,812百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,149百万円あります。 なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 415百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,186百万円、延滞債権額は22,137百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,059百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,383百万円あります。 なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,975百万円であります。

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,591百万円であります。

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,154百万円であります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 65,231百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,299百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,074百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は794百万円、敷金は604百万円であります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,141百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが218,601百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 16,157百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 56,873百万円 その他資産 33百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,384百万円 コールマネー 4,400百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,136百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は757百万円、敷金は584百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、223,681百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが215,645百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 16,039百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 63,200百万円 その他の資産 17百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,421百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券37,897百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は771百万円、敷金は604百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、227,089百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが215,046百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額 16,077百万円</p> <p>9 有形固定資産の圧縮記帳額 627百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

10 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	10 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	10 借入金は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
--	--	--



前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は24,530百万円であります。</p>	<p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は35,392百万円であります。</p>	<p>11 新株予約権付社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は27,188百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 565百万円 無形固定資産 200百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額112百万円及び株式等償却77百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、睡眠預金払戻損失引当金の過年度分繰入額111百万円、減損損失2百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 580百万円 無形固定資産 198百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額42百万円及び株式等償却358百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、減損損失9百万円を含んでおります。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額15百万円及び株式等償却324百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	129	38	151	17	(注)1,2

(注) 1 普通株式の増加38千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2 普通株式の減少151千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(6千株)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(47千株)及び旧商法第210条ノ2第2項に基づくストック・オプションの権利行使によるもの(97千株)であります。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	30	36	10	55	(注)1,2

- (注) 1 普通株式の増加36千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 2 普通株式の減少10千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(8千株)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(1千株)であります。

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	129	62	162	30	(注) 1, 2

- (注) 1 普通株式の増加62千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。  
2 普通株式の減少162千株は、単元未満株式の買増請求によるもの(10千株)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使によるもの(55千株)及び旧商法第210条ノ2第2項に基づくストック・オプションの権利行使によるもの(97千株)であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項無し	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 543百万円 その他 0百万円 合計 544百万円 減価償却累計額相当額 動産 368百万円 その他 0百万円 合計 368百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 175百万円 その他 0百万円 合計 175百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形・無形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 502百万円 無形固定資産 0百万円 合計 502百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 420百万円 無形固定資産 0百万円 合計 420百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 81百万円 無形固定資産 0百万円 合計 81百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形・無形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 543百万円 無形固定資産 0百万円 合計 544百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 417百万円 無形固定資産 0百万円 合計 417百万円 期末残高相当額 有形固定資産 126百万円 無形固定資産 0百万円 合計 126百万円 (注) 1 当事業年度より、「動産」を「有形固定資産」、「その他」を「無形固定資産」として表示しております。なお、この変更による影響はありません。 2 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形・無形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。

・ 未経過リース料中間会計期間 未残高相当額		・ 未経過リース料中間会計期間 未残高相当額		・ 未経過リース料期末残高相当 額	
1年内	93百万円	1年内	50百万円	1年内	81百万円
1年超	81百万円	1年超	31百万円	1年超	45百万円
合計	175百万円	合計	81百万円	合計	126百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形・無形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 49百万円 減価償却費相当額 49百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形・無形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 45百万円 減価償却費相当額 45百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形・無形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 98百万円 減価償却費相当額 98百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>												
<p>2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	1年内	0百万円	1年超	百万円	合計	0百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4百万円</td> </tr> </table>	1年内	1百万円	1年超	3百万円	合計	4百万円	
1年内	0百万円													
1年超	百万円													
合計	0百万円													
1年内	1百万円													
1年超	3百万円													
合計	4百万円													

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成20年10月30日開催の取締役会において、第197期の中間配当につき次のとおり決議致しました。

中間配当金の総額	438百万円
1株当たり中間配当金	3円25銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月28日

(注) 平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三重銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野英生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木勝広

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三重銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三重銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。





## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社三重銀行  
取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野英生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木勝広

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三重銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三重銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三重銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野英生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木勝広

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三重銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第196期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三重銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社三重銀行  
取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡野英生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木勝広

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三重銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第197期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三重銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

